

福岡県公報

平成20年4月23日
第2814号

目次

告示(第684号 - 第692号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
基本測量の終了	(県土整備総務課)	1
基本測量の終了	(県土整備総務課)	1
基本測量の実施	(県土整備総務課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法	(畜産課)	2
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	4
公 告			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)	4
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(会計管理局会計課)	4
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	16

告 示

福岡県告示第684号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市久保字若ノ浦1267 - 1、1267 - 5、1268 - 1、1268 - 3、1269 - 2 から1269 - 4 まで、1269 - 10から1269 - 12まで、1269 - 14から1269 - 17まで、1274 - 8、1274 - 20及び1274 - 28
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
株式会社ジャパンエナジー 代表取締役社長 松下 功夫

福岡県告示第685号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 測量の種類
基本測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大牟田市、田川郡赤村	平成20年3月24日

福岡県告示第686号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県全域	平成20年3月24日

福岡県告示第687号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	平成20年4月7日から 平成21年3月27日まで

福岡県告示第688号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字永岡228 - 1 及び228 - 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区冷泉町10番23号
株式会社アソシア筑紫野 代表取締役 妹尾 英司

福岡県告示第689号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成19年4月福岡県告示第813号）は廃止する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアン ライグラス	ワセユタカ	早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ワセアオバ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	ジャイアント	中 生	〃	サイレージ・乾草
	エクセレント	中 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
エース	晩 生	〃	サイレージ・生草	
ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草	
青刈えん麦	スーパーハヤテ隼	早 生	〃	サイレージ・乾草・生草

	エンダックス	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈大麦	ワセドリ二条	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈とうもろこし	KD640（ゴールドデントKD 640）	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	32K61（パイオニア 122）	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	KD777（ゴールドデントKD 777）	中 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	30D44（パイオニア 135）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）・二期作用
	SH9904（スノーデント王夏）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）・遅播き・二期作用
青刈ソルガム	K70（キングソルゴー）	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17（スダックス316）	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306（雪印ハイブリッドソルゴー）	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	FS501（高糖分ソルゴー）	中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze（シュガーグレイズ）	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	KCS-105（スーパーシュガーソルゴー）	晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902（ビッグシュガーソルゴー）	極 晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	HS-K1（ヘイスーダン）	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92（ドライスーダン）	早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草

	KCS-207（サマーベラー細莖）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401（ベールスーダン）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャードグラス	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバー	フィア	早 生	〃	放牧
あかクローバー	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バヒアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	タチアオバ（西海飼253号）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）

福岡県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所
前原市大字川原字山神991の2・991の5・991の13・991の14・991の65・991の66（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、991の70
- 保安林として指定された目的

水源のかん養
3 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略して、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第691号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字蕨原1660の91(国有林)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第692号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 永利 新一
(2) 住所 大牟田市一浦町4番地16
- 契約の期間の始期
平成20年4月7日
- 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

実費等知事が必要と認める額は前払いし、残額は監査の結果に関する報告書提出後に支払う。

公 告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年福岡県規則第24号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、信託法(平成18年法律第108号)及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)の制定に伴い、所要の規定の整備を行ったものですが、改正内容が国の機関が意見公募手続を実施した上で改正を行った各法令の内容と実質的に同一の内容であることから、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととしたものです。

2 規則の公布日

平成20年4月14日

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部改正により、遅延利息の率が「3.4パーセント」から「3.7パーセント」に引き上げられたことに伴い、福岡県財務規則第173条第1項に規定する遅滞損害金の率を改めるものであること、及び借地借家法（平成3年法律第90号）の改正により事業用定期借地権の存続期間の上限が「20年以下」から「50年未満」に引き上げられたことに伴い、福岡県財務規則第225条第1項第2号に規定する貸付期間について「20年」を「50年未満」とし、同項第4号から第6号までの規定の文言を整理するものであることから、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年3月31日

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

インクカートリッジ 800本程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成21年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月9日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第

154号) 第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年4月23日(水)から平成20年5月1日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年4月23日(水)から平成20年5月1日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年5月9日(金)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成20年5月12日(月) 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量
男女警察官用警備靴 700足程度

(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限
契約締結日から平成21年3月31日までの間

(4) 納入場所
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年5月8日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	

12	01	百貨
----	----	----

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成20年4月23日（水）から平成20年5月8日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年5月8日（木）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成20年5月9日（金）午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積単価（各調達物品1足当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1足当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
男女警察官用白手袋 8,000双程度
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成21年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月8日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	A A、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百 貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成20年4月23日（水）から平成20年5月1日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成20年4月23日（水）から平成20年5月1日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年5月8日（木）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年5月9日(金)午前10時30分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(調達物品1双当たりの単価)に調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価に発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価(調達物品1双当たりの単価)に調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容（1件）

(1) 調達物品の名称及び数量

男女警察官用背広服 200着程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成21年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月13日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	AA、A
12	01	百 貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有する

こと。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地等の供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年4月23日（水）から平成20年5月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年4月23日（水）から平成20年5月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年5月13日（火）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年5月14日（水）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
 - ア 放置駐車違反処理システム賃貸借契約（契約番号 ）
 - イ 放置駐車違反管理システムサーバ機器等賃貸借契約（契約番号 ）
- (2) 契約内容及び特質等
 - 入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間

平成20年6月1日から平成23年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月8日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年4月23日(水)から平成20年5月7日(水)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年5月8日(木) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日付

平成20年5月9日(金)

(2) 時間

ア 契約番号 午前10時00分

イ 契約番号 午前10時20分

(3) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(4) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係

のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第1号

平成19年5月23日付けで公表した「福岡県が出資している団体のうち、以下の6団体の経営状況について（貸付金および公の施設の管理委託料を中心として）（財団法人福岡県地域福祉財団、福岡県土地開発公社、福岡県住宅供給公社、財団法人福岡県下水道公社、財団法人福岡県教育文化奨学財団、財団法人福岡県スポーツ振興公社）」に関する包括外部監査の結果に基づき講じた措置について知事より通知があったので、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月23日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

19人第1475号
平成19年3月26日

福岡県監査委員 工藤 壽文 様
同 進 谷 庸 助 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 森 田 俊 介 様

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

福岡県が出資している団体のうち、以下の6団体の経営状況について（貸付金および公の施設の管理委託料を中心として）（(財)福岡県地域福祉財団、福岡県土地開発公社、福岡県住宅供給公社、(財)福岡県下水道公社、(財)福岡県教育文化奨学財団、(財)福岡県スポーツ振興公社）

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>1 (財)福岡県地域福祉財団</p> <p>施設管理事業</p> <p>福岡県との「福岡県総合福祉センター等の管理及び運営に関する業務委託契約書」別紙の委託業務に記載されていない業務（三財団の管理部門の事務）が実質的に県が支払う施設管理業務委託料に含まれている。</p> <p>委託業務の内容は契約により予め決めておくべきものであり、契約に規定していない業務に対する委託料は支払うべきではない。支払う必要があるならその旨を明確とした契約を締結すべきである。</p>	<p>平成18年度の指定管理者制度の導入に伴い、施設管理委託業務は指定管理業務となった。</p> <p>これまで協定書に含まれていなかった女性財団及び人権啓発情報センターの管理業務に要する経費相当額を平成20年度から二財団が当財団へ支出することで協定書に沿った取り扱いとした。</p>
<p>当該財団、(財)福岡県人権啓発情報センター及び(財)福岡県女性財団の「管理部門統合に関する取決め書」によると、当財団が行った他の二財団の事務処理に要する経費はそれぞれ負担するとなっているが、その精算が財団間ではなされず、人件費は直接、県と当該財団とのやりとりとなっている。</p> <p>取決め書が実態に合わないのであれば変更すべきであるが、各財団の管理部門の経費がそれぞれの計算書類に計上されず当財団のみに計上されていることは適正な各財団の収支の状況を表しているとはいえない。</p> <p>県からの人件費負担は各財団に収入として計上し、当財団への負担金として支出すべきものと考ええる。</p>	<p>これまで直接、県と当財団とのやりとりとなっていた女性財団及び人権啓発情報センターの管理業務に要する経費相当額を平成20年度から県から二財団へ支出し、二財団が当財団へ支出することで取決め書に沿った取り扱いとした。</p>
<p>工事未完了分・未着手分の完了処理</p> <p>3月に未払金として計上している修繕費・委託費に、工事が完了していないのに完了したとして処理されているものがある。また工事自体が翌年度となる4月以降のものもあった。</p> <p>上記の工事は経理上、未払金で計上しているが、</p>	<p>修繕工事等が計画的に執行されるよう、年間修繕計画を策定し、適正な会計処理に努める。</p> <p>また、平成18年度から指定管理者制度が導入され、管理経費については精算しないこととなったところであり、平成18年度修繕工事については年度未だに完</p>

<p>物品引渡・役務提供の完了引渡（検収）で債務が確定し計上すべきものである。</p> <p>契約締結のみで工事未了、工事未着手の段階では債務が確定していないものを未払金として計上するのは適正な会計処理とは言えない。</p> <p>業務委託契約書第17条には「委託期間満了後に委託料を精算し、余剰金が生じたときは、返還しなればならない」と規定されており、期間満了時（年度の末の3月）に工事が完了せず、債務が確定していないものは、県に報告・協議を行い、適正な処理を講ずるべきである。</p> <p>今後、平成18年度以降の修繕工事等については、当該年度末までに完了するよう計画的な執行が必要である。</p>	<p>了している。</p>
<p>児童環境づくり推進事業</p> <p>フェスタ実行委員会の口座名義</p> <p>実行委員会規約により実行委員会の事務局は当該財団がなり、経理事務を行っている。</p> <p>この実行委員会の使用する普通預金口座名義が財団の担当職員の名義となっている。実行委員会の口座名義は実行委員会委員長の名義にすべきである。</p>	<p>口座名義については、平成19年2月1日に実行委員会委員長の名義に変更した。</p> <p>今後は、適正な会計処理に努める。</p>
<p>財団資産運用規定との関係</p> <p>運用規程第5条（運用対象）に反するものが2件あった。</p> <p>第5条(1)基本財産</p> <p>ス) 日本の格付機関のうち1社以上、かつ外国の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてAA格以上、及びカントリースクのランキングを30位以内と格付けしている円建て外債又はユーロ円債</p> <p>16年4月購入債券 日本A+、日本AA、外国BBB+</p> <p>16年9月購入債券 日本A+、日本AA、外国A-</p> <p>ともに格付AAは日本の格付機関1社のみで規程に該当しない。</p>	<p>この債券については平成19年5月及び9月に早期償還したため現在保有していない。</p> <p>今後は、運用規程に沿った適切な資産運用に努める。</p>
<p>2 福岡県住宅供給公社</p> <p>県営住宅特別会計に計上されている受託料収入</p> <p>公社は、四半期ごとに業務報告書を県に提出しているが、その内容は、約款に記載されている業務ごとに区分されていない。</p> <p>委託業務の実施に要する費用の配分は、3種類の業務（県営住宅管理業務、県営住宅保全業務、県営住宅駐車場整備業務）それぞれの予算の範囲内で、ある程度公社に委ねられているとはいえ、各約款業務ごとに約款に適合した履行がされていることを確認する必要があるが、業務報告書の記載だけでは履行内容が明らかとは言い難い。</p>	<p>平成18年度の指定管理者の指定に伴い、これまでの委託業務は指定管理業務と維持修繕業務に整理された。</p> <p>維持修繕業務については、平成18年度から契約約款の業務内容に適合した報告書とした。</p> <p>また、指定管理業務についても平成20年度から管理仕様書の内容に適合した業務報告書になるよう改めることとした。</p>
<p>県営住宅特別会計に計上されている工事費</p> <p>A社（松崎団地 火災復旧工事）</p> <p>17年10月に外部工事を、18年1月に内部の復旧工事を実施した。内部の工事と外部の工事の間に2～</p>	<p>平成19年8月に「火災住戸の補修方針」を策定し、火災発生後、緊急に復旧する工事（ライフラインの復旧、被災部材の撤去等）と一定の放置期間を経て</p>

3ヶ月の時間差を何故つけなければならなかったのかについて、合理的と考えられる説明はなかった。むしろ当工事は一連の工事と考える。このような工事の場合、どの工事が緊急復旧工事に含まれるのか、どの工事が本格復旧工事なのかの区分を明確にするということであった。

D社(川子団地 1期～4期 火災復旧工事)

この火災復旧工事は、1期2期工事は1つの工事であり、3期4期の工事は1つの工事であると考えられる。しかも結果として同一の業者に発注されていることから考えるに、2つの工事であると考えるのが妥当である。したがって3期4期工事を随意の契約とすることは問題があると考える。このケースの場合も、どの工事が緊急復旧工事に含まれるのか、どの工事が本格復旧工事なのかの区分を明確にするということであった。

A社(香椎浜団地 ごみ置き場補修工事/城浜団地 外壁補修工事)

工期を分割した理由は、確かに合理的なものと考ええる。がしかし、工期を分割することと、発注をも分割することは別問題であり、このケースは一連の工事と考えるのが妥当であると思う。本来1つの工事を2つに分けたと考えるならば、この取り扱いはいは規則では随意契約ではなく、競争入札にすべきものであったと考える。

C社(苅岐団地 給水塔外部補修工事)

工事をした図面を見ても実際の「剥がれ」や「割れ目」はピンニング工事をしようとした箇所のすぐ近くにあり、一目すればピンニング工事は不十分であると専門家であれば分かるはずであると考える。したがってこれらの工事を別ものと考えのではなく、地震に伴うものであり福岡県住宅供給公社会計規程第108条(2)に基づき、1つの工事として随意契約とすべきものであると考えるのが合理的である。

F社(鳥飼団地 1期～3期 屋外配水管配管管工事/板付団地 1期～3期 屋内配水管配管替工事)

何故3工期に分割し発注したのか理解できない。F社については、板付団地の工事でも同じようなケースがある。

3 (財)福岡県下水道公社

公社の再委託実施について報告書未提出

前年度と再委託先が同じ場合、あらかじめ報告書(業務の概要、委託期間、設計金額、契約方法及び契約の相手方等)を提出することで事前協議は不要とされているが、当該報告書は提出されていなかった。

行われる本格復旧工事(内装工事等)の内容及びその時期について明確にした。

福岡県住宅供給公社会計規程第108条(2)によれば、緊急復旧工事は緊急性を要する工事のため、随意契約によることができるとされており、今後規程に沿った適切な契約に努める。

平成19年9月から補修工事については、修繕箇所を含む全体の劣化状況等の調査を行い、工事の緊急性、規模、入居者の生活への影響などを的確に判断し、考慮した補修計画を立て、適切な工事発注を行うよう、平成19年9月に実施した修繕等の発注業務見直し担当者会議で周知、徹底した。

平成18年度に委託契約書を改正し、前年度と再委託先が同じであっても、県に事前協議を行わせることとし、平成19年度から再委託に合理性があるかの確認及び再委託先が不適切な業者でないかの確認を徹底した。

再委託の事前承認

下請の利用について、業務委託契約書第4条に基づき事前承認が行われておらず、今後再委託が行われる場合は事前承認を行うよう改善すべきである。

特に本委託業務は1社のみのものであり、随意契約理由書に述べられる通り、特に重要性が高く、かつ専門的な業務であることから、再委託が行われる場合でも適切に業務が行われるよう、定められた手続きは遵守すべきと考える。

平成19年度に事前承認の様式を定め、業務委託契約書第4条に基づき再委託する場合は事前承認を徹底させ、公社において現行の業務体制及び業務内容について十分審査の上、承認することとした。